

■社会教育関係団体とは

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの（社会教育法第10条）

■あらためて、「社会教育」とは

○法律による位置付け

- ・個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育（教育基本法第12条）
- ・学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（社会教育法第2条）

○より分かりやすく、「社会教育の意義」とは

- ・自立と社会参加により社会的な責任を果たしえる市民を育てること、そして自治のための「合意形成能力」を養うこと。
- ・「健全な自由社会」に必要な「しかるべき人間関係」をつくるための活動（個々の個人の関係行為、または行為の関係性がないと「社会」ではない）

■H20答申における「社会教育関係団体の判断基準について」（抜粋）

- ・社会教育関係団体とは…

学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体で教育委員会に申請し、登録された団体。

1 社会教育に関する事業とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等（学習活動、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動）のこと。

2 自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ等の活動を行おうとする人たちが、自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、予算、会費等を会員全員で話し合い、活動を進めていくこと。

※次のような団体は、社会教育関係団体ではない。

- 塾や各種教室のような講師が中心になり月謝をとり活動している団体
- 会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

■各種団体の定義と登録状況

各種団体	定義	具体的な支援内容	根拠となる法令
社会教育関係団体	継続的かつ計画的に適切な社会教育に関する事業活動を行い、その成果が期待できる団体	社会教育施設（公民館、サンフレアこが、社会体育施設）の使用料が半額減免	古賀市社会教育関係団体登録要綱
公民館使用料減免団体	広く一般に開放され、学んだ知識や技能、あるいはその精神を生かして、心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与するもの	公民館の使用料が半額減免	古賀市公民館条例施行規則第13条第2項
市民活動団体	地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動を行う団体（社会的な使命を達成することを目的にした市民による組織）	支援センター会議室の貸出、情報提供、広報活動等 ※施設使用料の減免適用はなし	古賀市市民活動団体等の登録に関する要綱

→登録状況は別紙のとおり

社会教育関係団体一覧

	団体名
1	特定非営利活動法人 古賀市文化協会
2	日本ボーイスカウト古賀第1団
3	(社)ガールスカウト日本連盟 福岡県第31団
4	古賀海洋少年団
5	特定非営利活動法人 古賀新宮子ども劇場
6	古賀市体育協会 (及び各加盟協会)
7	なにはがた会
8	古賀市老人クラブ連合会
9	特定非営利活動法人 エコけん
10	古賀市ほたるの会
11	古賀子どもの本の交流会
12	古賀市子ども会育成会連合会
13	古賀市緑のまちづくりの会
14	写団こが
15	古賀市少年の船の会
16	古賀ふるさと見分けの会
17	社団法人倫理研究所 家庭倫理の会 筑前古賀支部
18	古賀市市民劇団DAICOON
19	古賀市「第九」実行委員会
20	古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)

※市民活動団体との重複：14団体

公民館使用料減免団体一覧

	団体名	活動内容
1	カトリアフォークダンス同好会	フォークダンス
2	グレイスフルFD同好会	フォークダンス
3	古賀フォークダンス同好会	フォークダンス
4	古賀フォークダンス土曜会	フォークダンス
5	すずらんフォークダンス同好会	フォークダンス
6	ホップステップFD同好会	フォークダンス
7	ポピーフォークダンス同好会	フォークダンス
8	りんどうフォークダンス同好会(火曜会)	フォークダンス
9	りんどうフォークダンス同好会(木曜会)	フォークダンス
10	サタデーダンスサークル	社交ダンス
11	ダンスサークルウィング	社交ダンス
12	フレンズ	社交ダンス
13	サンフレッシュダンス	ダンス
14	にこにこジャズダンス	ダンス
15	フリーダンス21	ダンス
16	古賀ジャズミン	スポーツダンス
17	Double D (sugar)	チアダンス
18	松富士会	日本舞踊
19	玄海一座	日本舞踊
20	手島会D組	日本舞踊
21	手島会なかよし	日本舞踊
22	ばらの会	日本舞踊
23	三千久賀会	日本舞踊
24	茂寿の会	日本舞踊
25	クラシックバレエ エトワール	バレエ
26	ユカリクラシックバレエ	バレエ
27	HANA ALOHA	フラ
28	ラウレア	フラ
29	よさこい古賀連(舞)	よさこい踊り
30	古賀市民吹奏楽団ハイドレンジア・プラス・ソサエティ	吹奏楽
31	ボランティア・フリーバンド・ブルーファンタジア	吹奏楽
32	古賀三線島唄会	三線・唄・琉球舞踊
33	津軽三味線小山会	津軽三味線
34	ウクレレおかはち	ウクレレ
35	古賀市民オーケストラ	管弦楽
36	アンサンブルポピー	大正琴

	団体名	活動内容
37	古賀ハーモニカ同好会	ハーモニカ
38	古賀マンドリンクラブ	マンドリン・ギター
39	アンダンテ	リコーダー
40	玄海古賀太鼓	和太鼓
41	日本民謡大久保会	日本民謡
42	ねじめの会民謡三味線	民謡・三味線
43	エコすみれ	コーラス
44	女声コーラスアマービレ	コーラス
45	女声コーラスコールウィング	コーラス
46	啓峰吟詠会古賀支部	詩吟
47	啓峰吟詠会古賀第二支部	詩吟
48	啓峰吟詠会古賀第三支部	詩吟
49	安来節保存会	安来節
50	日本歌謡連盟	カラオケ
51	みさカラオケ教室	カラオケ
52	吉住歌謡教室	カラオケ
53	玄海カラオケ教室	カラオケ・リズム体操
54	アルテミス	フラワーアレンジメント
55	NPO法人ヘルスカウンセリング学会福岡勉強会	傾聴ボランティア
56	九州鉄道OB会古賀地区会	市事業補助、清掃等
57	(社法)実践倫理宏正会	子育て相談等
58	希望の架け橋	ダンス、絵画、楽器遊び
59	太極拳(金)の会	太極拳
60	福岡ヨーガ道友会	ヨーガ
61	(公社)日本3B体操協会	体操
62	さざなみ会	書道
63	市老連いきいきクラブペン習字	ペン習字
64	ペン習字さくら草	ペン習字
65	着付け研究科	和服着付
66	百合の会	和服着付
67	English class	英会話
68	コガコリア	韓国語学習
69	古賀市陶芸同好会	陶芸
70	古賀陶友会	陶芸
71	いけばな小原流水葉の会	いけばな
72	古賀市囲碁同好会	囲碁

	団体名	活動内容
73	ミュージカルオペラki	オペラ
74	絵画同好会	絵画
75	玄界義塾	学習会
76	手芸A	手芸
77	古賀市相撲甚句会	相撲甚句
78	古賀市はんめん会	博多にわか
79	ワクワクドキドキ同好会	マジック等
80	リトミックサークルいちごみるく	リトミック
81	装道和装礼法教室	装道

※市民活動団体との重複：14団体

市民活動登録団体一覧

(平成26年8月現在)

No.	団体名	法人格
保健、医療、福祉		
1	古賀手話の会	
2	古賀市音訳ボランティア「カナリヤ」	
3	古賀市福祉会連絡会	
4	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・福岡	○
5	古賀要約筆記の会「うさぎ」	
6	古賀市食生活改善推進会	
7	傾聴ボランティア「ひだまり」	
8	特定非営利活動法人コスモキャンパス	○
9	特定非営利活動法人 市民後見センターふくおか	○
10	希望の架け橋	
11	ひまわりの会	
12	点訳奉仕「ルイの会」	
13	古賀市「コッコ♥サボ」の会	
14	歩きんしゃい会	
15	リンパトリートメントアソシエイツ ボラボラリンパの会	
16	shining heartこが	
17	古賀市登山協会	
18	発達支援の会ふんわりこ	
社会教育		
19	くらしのわ・福岡	
まちづくり		
20	よさこい古賀連	
21	古賀市史跡案内ボランティア	
22	特定非営利活動法人 晴天人	○
23	かたろう会～井戸端会議～	
24	古賀ふるさと見分けの会	
25	古賀すたいる	

No.	団体名	法人格
まちづくり		
26	MOA アートボランティア古賀	
学術、文化、芸術、スポーツ		
27	古賀市体育協会	
28	日本民謡 「大久保会」	
29	手芸A	
30	古賀市民オーケストラ	
31	NPO法人フットボールクラブ花鶴	○
32	特定非営利活動法人古賀市文化協会	○
33	写団こが	
34	リコーダーグループ アンダンテ	
35	古賀市市民劇団DAICOON	
36	三線バッターズ	
37	ボランティア フリーバンド ブルーファンタジア	
38	和太鼓 華音	
39	古賀市文化のまちづくりの会	
40	古賀マンドリン・クラブ	
41	Natural One	
42	さざなみ会	
43	いけばな小原流 水葉の会	
44	古賀市 フォークダンス協会	
45	太極拳（金）の会	
46	舞の里おやじバンド	
47	古賀ジャスミン	
48	着付け研究科	
49	古賀市民吹奏楽団 ハイドレンジア・プラス・ソサエティ	
50	古賀紙芝居サークル「カチカチ会」	
51	古賀ひよっとこ愛好会	

No.	団体名	法人格
学術、文化、芸術、スポーツ		
52	古賀郷土研究会	
53	古賀市「第九」実行委員会	
環境		
54	レインボーKOGA	
55	古賀市緑のまちづくりの会	
56	里川を愛する会	
57	花見校区コミュニティ運営協議会 ”松原ネット花見”	
58	古賀市ほたるの会	
59	わんにゃんフレンズ古賀	
60	仮認定NPO法人 エコけん	○
61	ぐりんぐりん古賀 (古賀市環境市民会議)	
62	NPO法人九州山口CO2カウンセラー 協会	○
災害救助活動		
63	ふわりネットワーク・福岡	
地域安全		
64	こがみなみ会	
人権・平和		
65	ウリ・サフェ（私たちの社会） ～「在日」の人権と生活を共に創造する会～	
66	つながる研究会HSJ! ホップ・ステップ・ジャンプ	
国際協力		
67	NPO法人 チェルノブイリ医療支援ネットワーク	○

No.	団体名	法人格
子ども健全育成		
68	古賀海洋少年団	
69	市立図書館おはなし会	
70	古賀子どもの本の交流会	
71	しらすぎ文庫	
72	星の子文庫	
73	たけのこ文庫	
74	こじか文庫	
75	あすなる文庫	
76	こが語りの会	
77	古賀市子ども会育成会連合会	
78	ガールスカウト福岡県連盟第31団	
79	布おもちゃ「とまと」	
80	太陽の会	
81	特定非営利活動法人古賀新宮子ども劇場	○
82	お母さんのレッツ!	
83	おはなし会昔っコ	
84	リトミックサークル いちごみるく	
85	古賀市少年の船の会	
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動		
86	NPO法人 福岡ふれんず	○

○古賀市社会教育関係団体登録要綱

平成21年6月26日

教育委員会告示第4号

改正 平成24年10月16日教委告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、本市において社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条等に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の活動を支援するため、団体の登録について必要な事項を定めることにより、社会教育及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(登録の基準)

第2条 団体として登録する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に適切な社会教育に関する事業活動（以下「活動」という。）を行い、その成果が期待できる団体であること。
- (3) 活動を始めてから、おおむね1年以上の実績があること。
- (4) 他の団体と積極的に連携、交流及び協力し、並びに青少年育成又は社会貢献を行う団体であること。
- (5) 構成員が5人以上で、その7割以上が市内に在住、勤務又は在学していること。
- (6) 誰もが時期を問わず、入退会が可能な団体であること。
- (7) 団体の主たる活動の場所及び活動の拠点が市内にあること。
- (8) 団体で独立した経理を行っていること。
- (9) 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。
- (10) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする活動又はそれに類する活動を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、若しくはこれを支持しない活動を行う団体

ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動を行う団体

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、古賀市社会教育関係団体（登録・更新・変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 役員名簿又は会員名簿
- (3) 事業計画書及び予算書
- (4) 事業報告書及び決算書

(登録の決定等)

第4条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、古賀市社会教育委員会議の意見を聴き、登

録の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対して、古賀市社会教育関係団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

（登録の有効期限）

第5条 登録の有効期限は、前条の登録を受けた日から3年以内で、教育委員会が定める日までとする。

（登録の変更等）

第6条 登録団体は、第3条に規定する申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに申請書を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 登録団体が解散する場合は、文書により届け出るとともに、速やかに登録証を返却しなければならない。

（登録の更新）

第7条 登録団体が登録の更新をしようとするときは、登録の有効期限満了期日より30日以前に、更新手続をしなければならない。

- 2 第3条の規定は、前項の更新手続について準用する。この場合において、第3条中「登録を受けようとする団体」とあるのは「登録を更新しようとする団体」と読み替えるものとする。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、登録団体が規約又は事業等の変更により、第2条の基準に適合しないと認めるときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

（報告）

第9条 教育委員会は、登録を受けようとする団体又は登録団体に対し、必要に応じて活動内容等の報告を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

（決定を行うために必要な準備）

- 2 教育委員会は、この告示の施行日前においても、団体の登録に関し、必要な手続を行うことができる。

附 則（平成24年10月16日教委告示第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の古賀市社会教育関係団体登録要綱第4条第2項の規定により交付されている古賀市社会教育関係団体登録証は、改正後の古賀市社会教育関係団体登録要綱第4条第2項の規定により交付を受けた古賀市社会教育関係団体登録証とみなす。

様式第1号(第3条関係)

古賀市社会教育関係団体(登録・更新・変更)申請書

受付番号	第	号
------	---	---

(宛先) 古賀市教育委員会

フリガナ		設立年月日	
団体名		種別	
住所		電話	
代表者	フリガナ	性別	男・女
	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	電話	
副代表者	フリガナ	電話	
	氏名		
	住所		
副代表者	フリガナ	電話	
	氏名		
	住所		

会員の 内訳	男性	女性	合計	市内在住・通 勤・在学者数

登録された団体名、代表者名、連絡先を登録団体一覧に登載し、閲覧に供することについて同意します。

上記のとおり申請いたします。

年 月 日

申請者氏名 _____ 印

古賀市教育委員会記入欄

添付書類	新規登録	<input type="checkbox"/> 団体規約	<input type="checkbox"/> 役員名簿又は会員名簿	<input type="checkbox"/> 報告書	<input type="checkbox"/> 計画書	<input type="checkbox"/> 予算書	<input type="checkbox"/> 決算書
	更新手続	<input type="checkbox"/> 団体規約	<input type="checkbox"/> 役員名簿又は会員名簿	<input type="checkbox"/> 報告書	<input type="checkbox"/> 計画書	<input type="checkbox"/> 予算書	<input type="checkbox"/> 決算書
	変更手続	<input type="checkbox"/> 団体規約	<input type="checkbox"/> 役員名簿				

登録番号	第	号
------	---	---

様式第2号(第4条第2項関係)

古賀市社会教育関係団体登録証

第 号
(ふりがな)
団体名
(ふりがな)
代表者名
生年月日 年 月 日

上記の者は、古賀市教育委員長が認めた
社会教育関係団体であることを証明する。

有効期限 年 月 日

古賀市教育委員会 印

注 意 事 項

1. 団体として、社会教育施設を利用する場合には、必ず本証を提示しなければならない。
2. 本証を紛失又は破損(汚損)した場合は、速やかに教育委員会に届け、再交付の手続きをしなければならない。
3. 本証を換金または他団体に貸与してはならない。

※社会教育施設とは、古賀市中央公民館、市民体育館、サンフレアこが視聴覚室、市立球技場、武道館、弓道場、学校体育施設をいう。

○特定非営利活動促進法 (抜粋)

(平成十年三月二十五日)

(法律第七号)

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(平二三法七〇・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは

公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

別表（第二条関係）

(平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動